

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASB と FASB が改訂ワークプランを改訂

目次

改訂したコンバージェンス戦略

改訂したタイムテーブル

**改訂したワークプランに含まれる
主要な IASB のプロジェクトの要約**

要点

- IASB と FASB は、2010 年第 2 四半期に公表予定であった多数の提案に対して関係者がコメントを提供できないことに対する懸念の表明に応じて、コンバージェンス戦略を改訂した。
- IASB は、特定のプロジェクト(金融商品、収益認識及びリース)を優先し、その他(特に、認識の中止、資本の特徴を有する金融商品、及び財務諸表表示の主要プロジェクト)は時期を延長するようにワークプランを改訂した。
- IASB と FASB は、重要または複雑な公開草案については、その発行を各四半期 4 本までに限定することで合意した。
- 一括した新たな提案の発効日と経過措置について、関係者からのインプットを求めるために、別途文書が公表されるだろう。

改訂したコンバージェンス戦略

2010年6月2日、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)と米国財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は、国際財務報告基準(IFRS)と米国会計基準のコンバージェンスに関する改訂した戦略を発表した。これは、これまで類をみない基準設定活動に関するものである。両審議会は、2006年に Memorandum of Understanding(MoU)を締結し、2008年にその更新を行った。MoUの目的は、両審議会のそれぞれの会計基準の多くについて改善とコンバージェンスを行うことであった。2011年6月までに MoU プロジェクトの完了を考慮して、非常にアグレッシブなワークプランが作成されていた。また、IASB は、MoU プロジェクトではない多くのプロジェクトを、全体的なワークプランの重要部分として議題に追加した。

G20 のリーダー達は、両審議会のコンバージェンスの努力を繰り返し支持していた。2009 年に、G20 のリーダー達は両審議会に対し、「両審議会の独立した会計基準設定プロセスの中で、単一のセットの高品質で、グローバルな会計基準を到達し、2011 年 6 月までにコンバージェンス・プロジェクトを完了させるために更なる努力をする」よう訴えた。両審議会は、G20 に対し、会計基準の改善することと少なくとも毎月 1 回は合同で会議を行うことによってコンバージェンスの努力を高めることの確約を再確認した。このような活動の活発化により、コメントを求めるための非常に多くの提案が、短期間において発行されることになるだろう。

関係者は、人員数、重要性、ある場合には複雑性から、彼らが提案について有意義なインプットを提供できるかどうかについて懸念を表明した。懸念は、短期間に大量の新しい基準書を導入するために必要な膨大な人材についても表明された。

これらの懸念に応じて、両審議会は、コンバージェンス戦略を改訂する共同プレスリリースを公表した。その内容は以下の通りである。

- IFRS と米国会計基準の重要な改善とコンバージェンスを提供するプロジェクトを優先するため、主要な MoU プロジェクトの日程が見直されるだろう。
- 重要または複雑な公開草案については、ステークホルダー（利害関係者）のデュープロセスへの十分な参加を可能にするため、各四半期 4 本までの公表に限定されるだろう。
- 新しいワークプランでカバーされるプロジェクトの発効日と経過措置について、関係者のインプットを求めるため、別途の文書が公表されるだろう。

見解

IASB と FASB の議長は、2010 年 6 月 24 日に G20 のリーダー達に対してレターを送付し、その中で、改訂したコンバージェンス戦略を説明し、両審議会が単一のセットの高品質で、グローバルな会計基準の開発を達成する目的を引き続き確約することを再確認した。

2010 年 6 月 26 日と 27 日の両日に開催されたトロント・サミットに続き、G20 主要国のリーダー達がグローバルな金融市場のインフラを強化するための手段として、単一のセットのグローバルな会計基準に対する支持を再確認する宣言をした。2009 年 9 月のピッツバーグ・サミット後の G20 のリーダー達の宣言とは異なり、新たな宣言では 2011 年 6 月の期限には言及していない。宣言からの引用は以下の通りである。

「我々は、単一のセットの高品質で改善されたグローバルな会計基準に到達することの重要性を再度強調する。我々は、IASB と FASB が、2011 年末までにコンバージェンス・プロジェクトを完了するためのいっそうの努力を行うことを力説する。我々は、IASB に対し、独立した会計基準設定プロセスの枠組みの中で、新興市場経済圏に対する意見聴取活動を含め、利害関係者の関与の更なる改善を奨励する。」

さらに、米国証券取引委員会 (SEC) のメアリー・シャピロ委員長は見解を表明し、品質に関するフィードバックに利害関係者が貢献できるよう時間をかけることは、時間を有効に使うための投資であるとする FASB の主張を支持する表明を発行し、米国資本市場における米国国内発行体への IFRS 適用の可否を SEC が決定する 2011 年の期日の戦略を変更するような影響が生じることは予見していないことを表明した。

改訂したタイムテーブル

2010 年 6 月 24 日、IASB は、両審議会の改訂コンバージェンス戦略により影響を受ける MoU プロジェクトと MoU 以外のプロジェクトの双方についての改訂ワークプランを公表し、その中のいくつかのプロジェクトについて 2011 年 6 月までに完了させる目標を確認し、また緊急性のないと思われる他のプロジェクトについては延期するタイムテーブルにしている。

共同プロジェクトである、金融商品、収益認識、及びリースは優先される。認識の中止、資本の特徴を有する金融商品、及び財務諸表表示の主要プロジェクトについては、大幅に遅れる。

特に、認識の中止プロジェクトの目的については、「2012 年より前のコンバージェンスの達成」から、短期的には、「両審議会の既存の認識の中止モデルのもとで、譲渡された資産のリスクに対する企業のエクスポージャーに関する開示要求の拡大」に変更された。更なるコンバージェンスの努力の性質及び方向性の評価に先だて、追加の調査と分析が行われるだろう。

さらに、利害関係者の懸念 (バーゼル銀行監督委員会及び金融安定会議の懸念を含む) に応じて、「デリバティブ及びその他の金融商品のバランスシート上の相殺」の新たなプロジェクトが開始される。両審議会は、結果として金融機関の財務報告における重要な相違を生じうる、デリバティブ契約及びその他金融商品のバランスシート上の相殺の会計基準書の相違に対する変更を提案する個別の公開草案を公表するだろう。

2010 年 6 月 25 日現在の、IASB のすべてのプロジェクトを対象とした改訂したワークプランは以下の通りである。

金融危機関連プロジェクト	2010 6月	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 Q3	2011 Q4	2012	MoU	Joint
連結										
IAS第27号の置換		RT	IFRS						√	√
非連結SPE/ストラクチャード・エンティティの開示		RT	IFRS							
投資会社		ED		IFRS						√
認識の中止										
開示		IFRS							√	√
公正価値測定ガイダンス										
ガイダンス (完全な基準)				IFRS					√	√
開示	ED			IFRS					√	√
金融商品 (IAS第39号の置換)									√	√
金融負債の 分類と測定			RT		IFRS				√	√
減損			RT		IFRS				√	√
ヘッジ		ED	RT		IFRS				√	√
デリバティブ及び その他の金融商品 のバランスシート における相殺			ED	RT	IFRS				√	√

MoUプロジェクト	2010 6月	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 Q3	2011 Q4	2012	MoU	Joint
財務諸表の表示										
非継続事業				ED		IFRS			√	√
その他包括利益項目の表示			IFRS						√	√
IAS第1号及び IAS第7号の置換				ED		IFRS			√	√
資本の特徴を有する 金融商品				ED		IFRS			√	√
法人所得税			ED	IFRS					√	
ジョイント・ベンチャー		IFRS							√	
リース		ED				IFRS			√	√
退職後給付										
確定給付制度				IFRS					√	
解雇給付		IFRS								
収益認識					IFRS				√	√

その他のプロジェクト	2010 6月	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 Q3	2011 Q4	2012	MoU	Joint
年次改善 (2009年-2011年)			ED		IFRS					
排出権						ED		IFRS		√
採掘活動				AD						
保険契約		ED				IFRS				√
負債 (IAS第37号の改訂)				IFRS						
経営者の解説		CG								
料金規制活動				IFRS						

概念フレームワーク - 現時点で作成された文書	2010 6月	2010 Q3	2010 Q4	2011 Q1	2011 Q2	2011 Q3	2011 Q4	2012	MoU	Joint
フェーズA: 目的と質 的特性		Final chapter								√
フェーズB: 構成要素 と認識	TBD									
フェーズC: 測定			DP			ED				√
フェーズD: 報告企業			Final chapter							√

略語	
IFRS - 国際財務報告基準	TBD - 今後決定
ED - 公開草案	AD - アジェンダとして採用
RT - ラウンドテーブル	CG - ガイダンス完了

見解

2010年のIASB財団のIFRSカンファレンスにおいて、IASBのデイビッド・トゥイーディー議長は、負債のプロジェクト(IAS第37号の改訂)に関する改訂ワークプランを含まないことに関する追加の情報を表明した。トゥイーディー議長は、IASBはコメントレターの募集期間において、多くの関係者から表明された懸念をさらに理解するための追加の意見聴取を実施することを約束することを示した。したがって、最終基準書は発行されるかどうか、発行されるとすればその時期は不確実である。さらに、トゥイーディー議長は、ジョイント・ベンチャーの最終基準書は、連結の最終基準書とあわせて公表することになるだろうことを示した。

改訂したワークプランに含まれる主要な IASB のプロジェクトの要約

以下は、改訂したワークプランに含まれる IASB のプロジェクトの目的の要約である。各プロジェクトのより詳細な情報については、IAS PLUS のウェブサイト (www.iasplus.com) を参照いただきたい。

連結—すべての企業に対し、支配を基礎とした単一のモデルの開発し、ストラクチャード・エンティティへの企業の関与に関する開示の拡大を要求することが目的である。

公正価値測定—公正価値の定義を明確にする、すべての公正価値測定についての単一のガイダンスを開発し、公正価値測定に関する開示を拡大することを目的とする。

金融商品：資本の特徴—資本でない(負債)金融商品から資本性金融商品を区分するモデルを開発し、負債と資本の要素を分離する時期を明確にすることを目的とする。

金融商品

金融負債の分類及び測定(2010年5月公開草案公表)—公正価値オプションに指定した金融負債について、企業の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動を、包括利益計算書の損益の枠外で表示することの可否について取り扱うことを目的とする。

ヘッジ会計—その利用に明確な原則を提供し、意思決定に有用な情報を生む結果となることを保証するために、包括的なレビューを行い、現在のヘッジ会計モデルを簡素化することを目的としている。

減損(2009年11月公開草案公表)—償却原価により測定する金融商品への期待損失モデルの採用を通じて、信用損失に対する引当金及び金融資産の信用の質に関する透明性を改善することを目的としている。

財務諸表の表示

主要プロジェクト—財務諸表表示項目の関連性(一体性の目的)を含む、財務諸表の表示に関する根本的な問題、情報の集約及び分解を取り扱い、営業キャッシュフロー表示に「直接法」の採用を要求することを目的としている。

非継続事業—非継続事業の共通の定義を開発し、企業の構成要素の処分に関連する共通の開示を提供する。

その他包括利益の表示(2010年5月公開草案公表)—すべての企業に純損益と OCI とを一つの報告書で「損益」と「その他の包括利益」の二つの区別したセクションを表示することを要求することにより、その他包括利益(OCI)の中の項目の透明性及び表示を改善し、損益に組替される OCI 項目と組替されない OCI 項目とを別個に表示することを目的としている。

保険契約—認識、測定、表示及び開示要求を取り扱う包括的な保険契約の会計モデルを開発することを目的としている。

リース—リース契約のもとで生じるすべての資産と負債を財政状態計算書上で認識させることを保証するためにオペレーティング・リースの規定を廃止する、借手と貸手の双方の会計処理に関する包括的なリース会計モデルを開発することを目的としている。

退職後給付(確定給付制度に関する公開草案を2010年4月に公表し、解雇給付に関するIFRSを2010年第3四半期に公表する予定)ーコリドー(回廊)アプローチの廃止を含み、すべての数理計算上の損益を直ぐにOCIで表示を要求する、確定給付制度と解雇給付に関する認識、表示及び開示要求を取り扱うことを目的としている。

収益認識(2010年6月公開草案公表)ーすべての企業と産業、すなわち収益生成取引のすべての型について適用するための、履行義務概念を基礎とした単一の収益認識モデルを開発することを目的としている。

以上

Deloitte(デロイト)とは、スイスの法令に基づく連合組織体のデロイトトウシュトーマツおよび相互に独立した個別の法的存在であるネットワーク組織のうちのメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイトトウシュトーマツとメンバーファームの法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください

デロイト グローバル オフィス

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界140カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約169,000人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務、またはその他の専門もしくはサービスを提供するものではありません。本資料は専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。デロイトは、本資料を信頼した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

本文書において、「デロイト」はデロイトLLPおよびその子会社を意味します。デロイトLLPおよびその子会社の法的構成の詳細については deloitte.com/us/about をご覧下さい。

著作権©2010 Deloitte Development LLC.

無断複写・転載を禁ず